

4 (4) 石綿管未撤去に係る指名停止措置について

1 判明日時・場所

平成31年4月18日 柏市大室810番先から1476番先まで

2 工事件名

配水管改良工事(27-1-0) 工期:H27.5.28~H27.11.30

3 請負業者

アドバンテック日成株式会社(柏市十余二2番地の1)

4 判明の経緯

平成30年4月柏市の下水道事業による水道管の自己施工現場において、撤去されているべき石綿管の残置を発見。翌平成31年4月18、19日及び23日に再度別箇所にて残置を確認した。その後、業者負担により4箇所試掘を実施し、うち3箇所において石綿管の未撤去が確認された。

5 残置の原因

本工事は、布設されていた古い石綿セメント管を撤去し、新たに耐震性のあるダクタイル鋳鉄管に改良する請負工事であったが、下請業者((有)マツノ企業 柏市逆井藤ノ台)が石綿管を撤去していく過程の中で、既設石綿管が新設管を布設する同一掘削範囲内から外れていく状況となった。その様な状況の中で、元請現場代理人は市への協議報告をせずに、下請業者に対し「外れた管に関しては撤去しなくてよい。」との誤った指示を出して現場を進めてしまった。なお、市側としても立会い、パトロール等実施はしていたが、発見には至らなかった。

6 事後対応

請負業者より残っている石綿管撤去と関連する舗装復旧について負担するとの申し出があり、行政課や顧問弁護士とも相談した結果、本件を工事が完了していないものとし、全路線掘削を職員立会いのもと請負業者の負担で撤去関連工事を実施させました。また、「柏市水道部入札基準等選定委員会」において、柏市水道部建設工事請負業者等指名停止要領第2条に基づき、「指名停止3ヵ月」及び建設工事請負契約書第46条第1項及び第2項により、「損害金の請求」を決定した。

※ 工事完了日：令和元年9月7日
工事確認検査日：令和元年10月25日
指名停止期間：令和元年6月27日～同年9月26日
損害金請求金額：1,645,300円(令和元年11月22日入金済)

なお、当業者の施工した過去の他工事3件について、試掘調査を実施した結果、残置の事実は確認できなかった。

7 再発防止策

石綿管撤去に関しては、埋設及び撤去状況の全量写真撮影を義務付け、職員による立会いを適時に実施します。また、撤去管の保管状況についても中間及び搬出時において処分量の立会い検査を行います。